

① 民間企業との包括連携協定について

近年、各自治体において民間企業等との包括連携協定が締結されている。この包括連携協定は、環境・福祉・防災・町づくりなど、その町・町において抱えている様々な課題に対して、自治体と民間企業等が双方のノウハウを生かして、その課題解決に向けて連携していく仕組みづくりである。

吉田町政になって本町においても、種々の協定が締結されているようである。これらの締結について知る手段としては、われわれ議員、ましてや町民共々、新聞紙上で初めて知ることができる状況である。よく町民からの問い合わせがあるが、われわれ議会としてはほとんど公式上知らされることはなく行われているのが、長与町の実態である。締結前はさる事ながら、締結後の事後報告ですら行われていない。そこで以下について質問する。

- (1) 本町における業者等との今日までの包括連携協定について、年度別・連携協定の種別・目的内容・なぜその業者等なのかについてそれぞれ答弁を求める。
- (2) 他の行政課題については、よく事前に報告をされていることは十分理解しているが、指摘したように、このことについては、議会への具体的な事前説明・事後報告も全くない現実から、議会人の一人として違和感を感じているが、町長は何か感じてはいないのか。
- (3) これらの協定は、町民のための行政執行の一つの手段であると理解するが、町民への周知はどのようにしているのか。
- (4) それぞれの包括連携協定について、どのような効果があっているのか。
- (5) 今後、どのような種別の包括連携協定を想定しているのか。

② 椿林土地区画整理事業等について

区画整理事業の事業主体は、自治体あるいは地権者でつくる組合である。この椿林地区は市街化区域の中にあり、数十年前から有効な土地利用が求められてきたところである。今日組合による事業が進められていることは大変喜ばしい限りである。そこで以下について質問する。

- (1) 組合施工に至った今日までの法定手続き等の経緯について
- (2) 事業の概要について
 - (イ) 区域はどのようになっているのか。
 - (ロ) 施工年度はどのようになっているのか。
 - (ハ) 施工面積はどのようになっているのか。
 - (ニ) 宅地戸数はどのようになっているのか。
 - (ホ) 事業費と財源内訳はどのようになっているのか。
 - (ヘ) 地権者の数はどのようになっているのか。
 - (ト) 主幹道路、上下水道等の根幹施設である公共事業計画はどのようになっているのか。
 - (チ) 町負担の概算額はどのようになっているのか。
 - (リ) 都市計画法第48条には、国及び地方公共団体は、市街化区域内における良好な市街地の開発を促進するため、市街化区域内において開発許可を受けたものに対する必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努めるものとする。と規定されている。当区画整理事業も本条の規定に該当すると思うが、事業に対し町の援助についての具体的な内容についてはどのようになっているのか。
- (3) 旧コンポスト工場との関連について
去る6月28日の議会全員協議会において、当区画整理事業地内に廃棄物があ

る旨町側からの説明があり、「町が後方支援する」との重要な発言があった。

説明後の質疑から廃棄物は、プラ・ごみ・木材などでそれらはコンポストから出たものではないかとの説明があった。「今日は現状の説明です」と結んでいた。

現状説明で後はどうするのかなど不明な点が残ったままの状態であり、少し明らかにするため以下について質問する。

(イ) この区画整理事業地内の中のどのくらいの面積に、どのくらいの廃棄物の量があると想定されているのか。

(ロ) この廃棄物は、コンポストから出たものではないか。との答弁があったがその根拠はあるのか。

(ハ) この廃棄物を除去しなければ、区画整理事業が着手できないのか。

(ニ) 「町が後方支援する」との発言があっていたが、このことは大変重要な発言である。なぜならば、一つには、そもそも区画整理事業地内の廃棄物があるところは、民間所有地であり町有地ではないこと。二つには、この廃棄物はコンポストから出たものではないか。との発言があったこと。このことからして、町は何ら関係はないこととなる。なぜ「町が後方支援する」こととなるのか明確な答弁を求める。

(ホ) 廃棄物については、以上のことからして長崎市との関連であると判断すべきではないのか。

(ヘ) よって、全員協議会での執行側の説明の「町が後方支援する」との説明は理解はされず、発言の取り消しをすべきではないのか。